

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成20年12月22日まで縦覧に供する。

平成20年10月31日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請のあった年月日

平成20年10月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人オリーブ生活文化研究所

柳生 好彦

小豆郡土庄町甲1313番地1

3 定款に記載された目的

この法人は、「心と体の健康を追求し小豆島の発展に寄与する」ことを目的とし、世界的視野でオリーブとその生活芸術文化について広く深く過去・現在から未来につながる調査・研究を行い、成果を活用し事業を行う。